

(一社)自然環境共生技術協会(NECTA)20周年記念シンポジウム「
ネイチャーポジティブに向けて自然環境共生技術が果たす役割」



さくらの滝@清里町

ネイチャーポジティブ実現のための展望と課題—法政策の視点から

2025年5月27日 in 航空会館

西南学院大学 勢一 智子

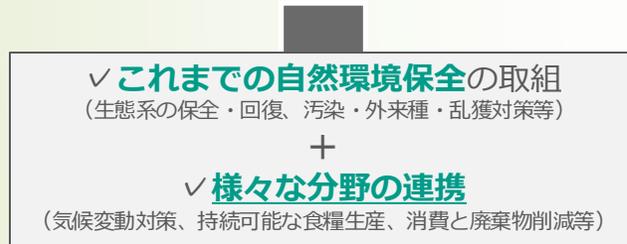
略歴

- 勢一 智子（せいいち ともこ）
- 西南学院大学 法学部 教授
- 山口県下関市出身。専門分野は、行政法，環境法，地方自治法。比較法として，ドイツ法・EU法。
- 行政実務との関わり：環境省（中央環境審議会等），内閣府（地方分権改革有識者会議，等），復興庁（復興推進委員会），総務省（国地方係争処理委員会，地方制度調査会，地方財政審議会等），地方では，福岡県，福岡市，北九州市，滋賀県，長崎県，横浜市，神戸市，松本市，宮崎市などで審議会等に携わっている。

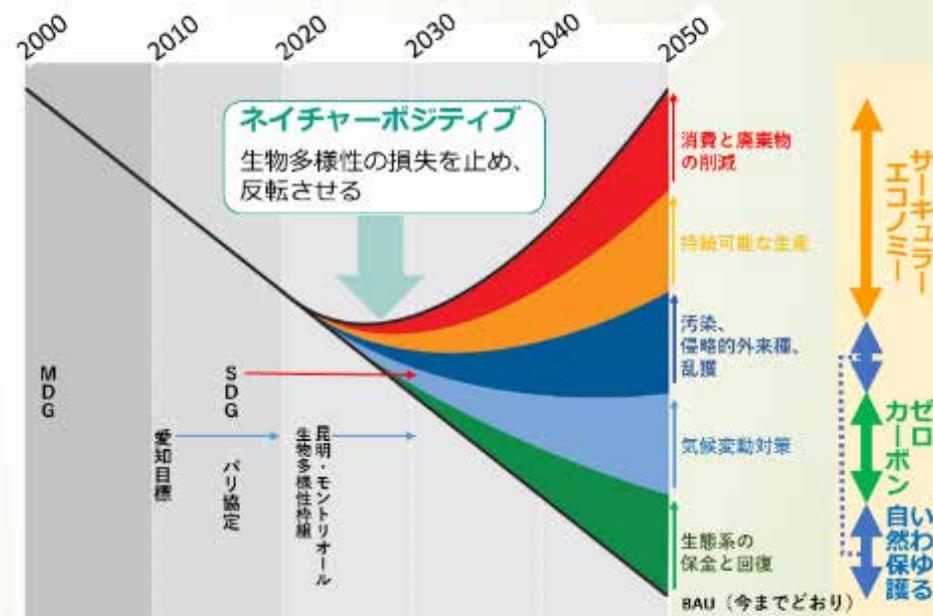
「ネイチャーポジティブ」とは

- 「生物多様性の損失を止め、反転させること」
- 2022年12月に採択された生物多様性に関する新たな世界目標の2030年ミッションとしてこの考え方が盛り込まれた

- 「今までどおり」のシナリオでは、生物多様性は損失し続ける



- 2030年以降には**生物多様性の純増加**につながる可能性がある



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」を基に作成

「ネイチャーポジティブ」とは

- 「自然再興」 = 「生物多様性の損失を止め、反転させること」
- 法令に規定はない → 概念・所管の不在
- 国家戦略（行政計画）において提示
- 誰が何をするのか？ → 法政策として大きな関心事

本報告の全体像

- 「ネイチャーポジティブ」という新たなスタート地点：現在地
- 生物多様性をめぐる法政策のパラダイムシフト＝展望と課題
 - 「主流化」
 - 「経済化」
 - 「地域化」
- ネイチャーポジティブ実現に向けて：法政策の視点から

生物多様性の「主流化」

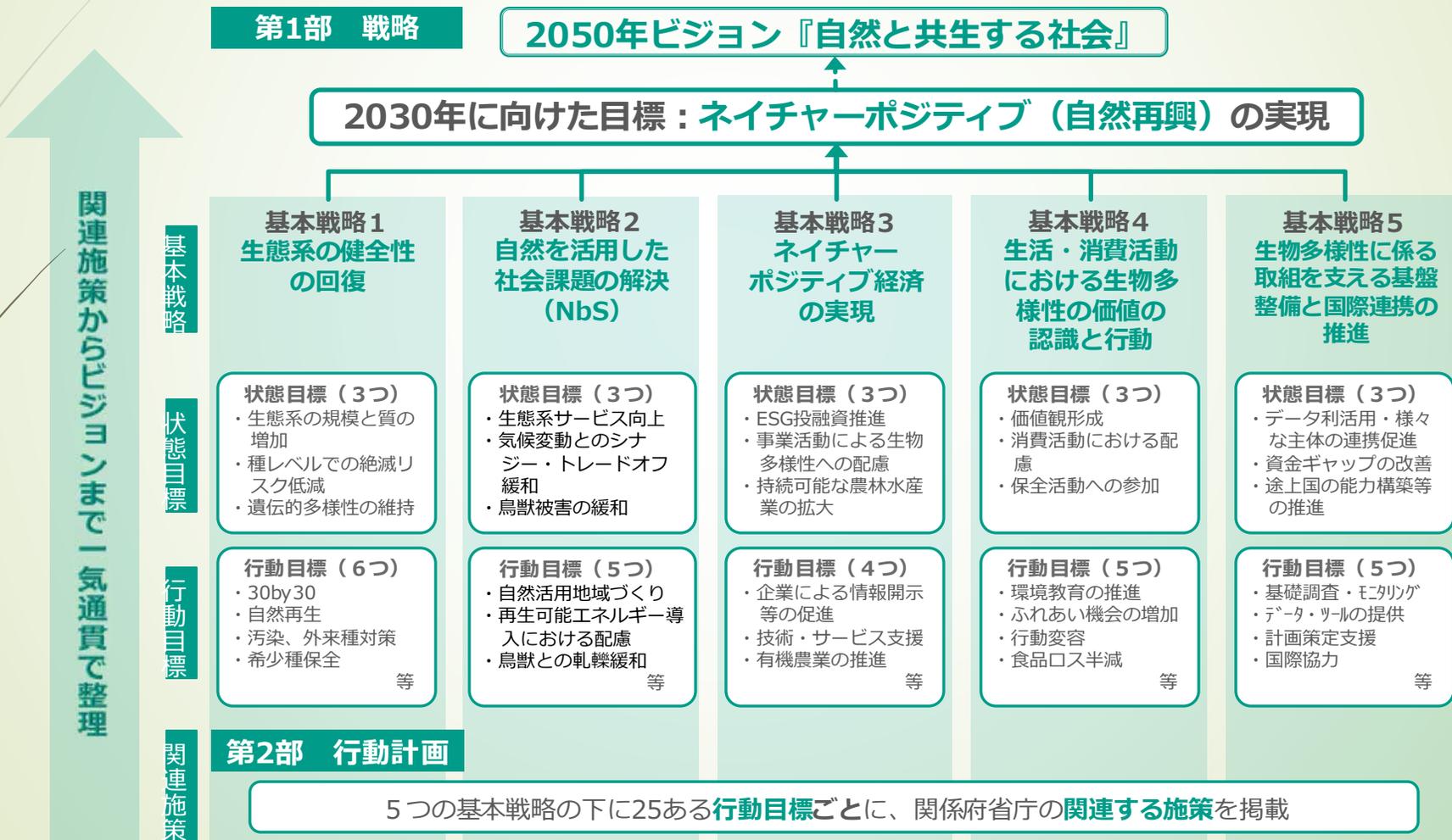
- ➡ 社会に不可欠な基盤としての意識化 → 生態系サービス, 自然資本



生物多様性国家戦略2023-2030の構成

7

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



30 by 30目標（基本戦略I）

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する**新たな世界目標**



30by30が**重要**と指摘する国内外の**研究報告**

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

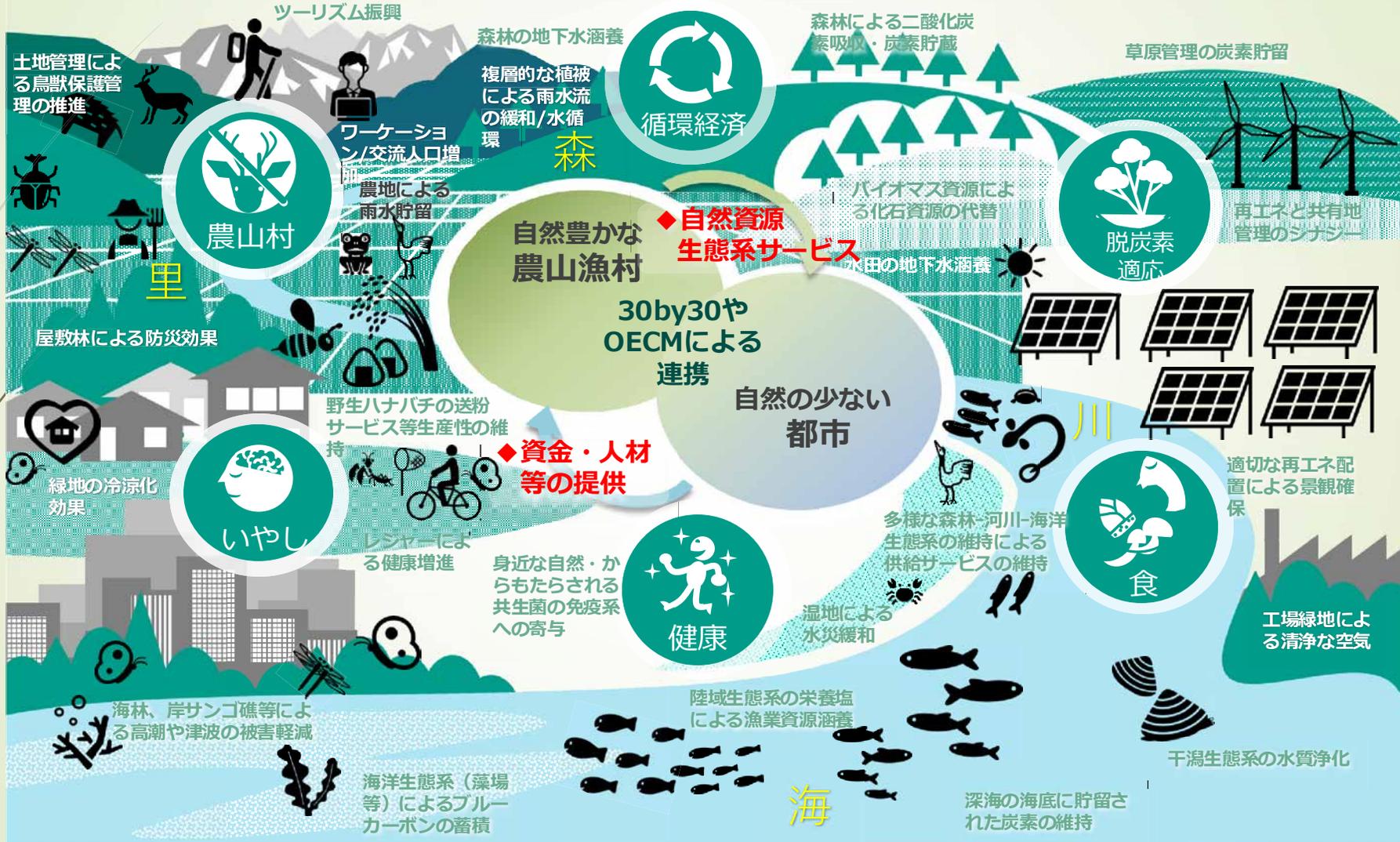
- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで**拡大**が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に**拡大**すると生物の絶滅リスクが**3割減少**する見込み

など

様々な効果

- 気候変動**：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然**：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者**：国内で年**3300億円**の実り
- 森林の栄養**：**河川を通して**海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加**などの**地域づくり**

自然を活用した社会課題解決（基本戦略2）



「主流化」の課題

- ➡ 「主流」としての「自覚」
- ➡ 法体系・政策の縦割り構造の解消
- ➡ 持続的展開の体制構築 → 「経済化」

生物多様性の経済化： 市場経済メカニズムにおける生物多様性

▶ 経済における環境の主流化

転機としての2015年：持続可能な開発目標（SDGs）＋パリ協定
気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による脱炭素の非財務的価値化と
ディスクロージャー

▶ 生物多様性に関わる企業の価値創造

2023年9月 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）による最終提言

▶ ネイチャーポジティブ経済へ

生物多様性国家戦略・基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」
環境省／農林水産省／経済産業省／国土交通省「ネイチャーポジティブ経済移行戦略：
自然資本に立脚した企業価値の創造」（2024年3月29日）

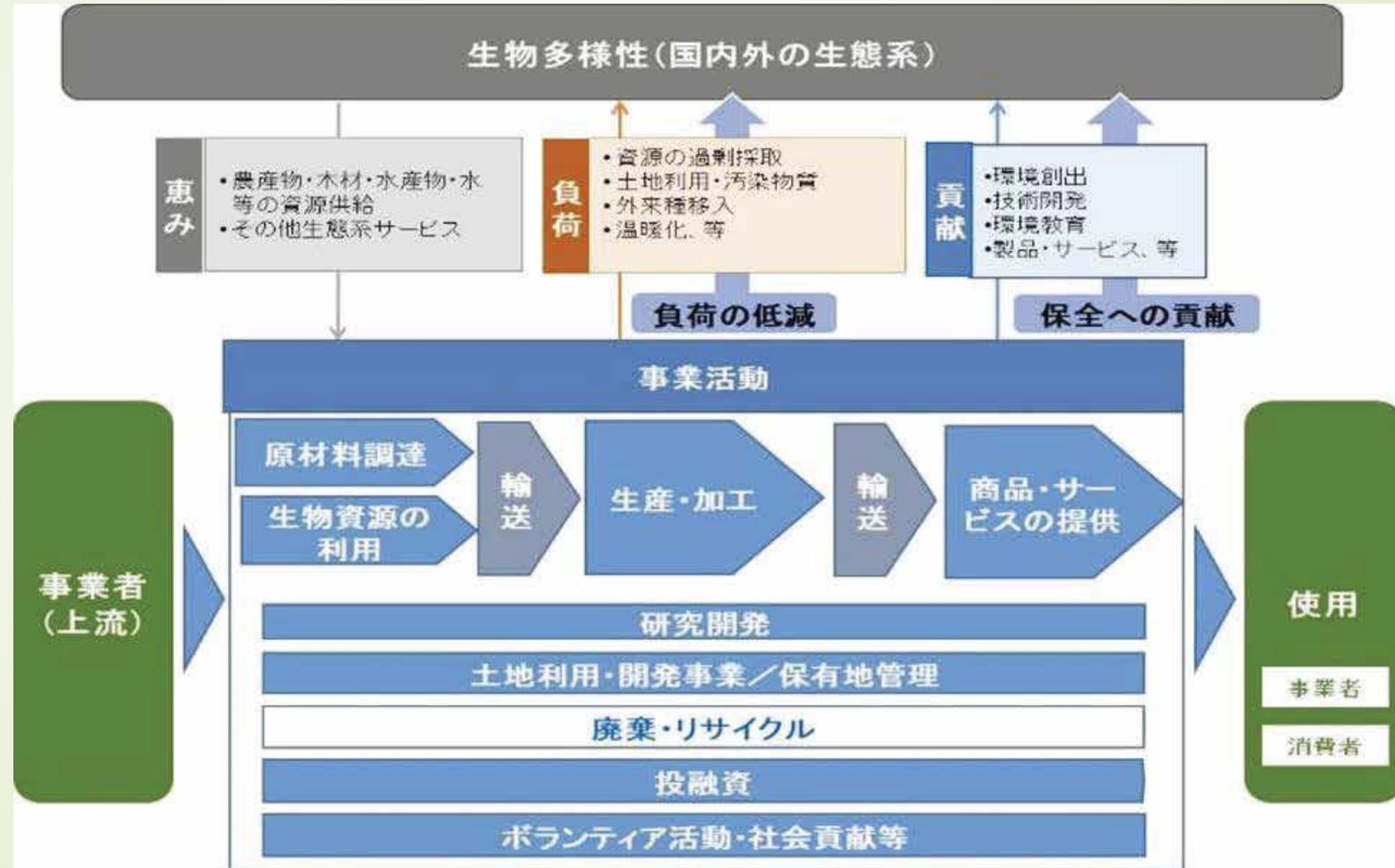
経済界による自主的取り組み：経団連

- ▶ 1991年 経団連地球環境憲章
- ▶ 1992年 経団連自然保護協議会・経団連自然保護基金の設立

- ▶ 2009年 経団連生物多様性宣言・行動指針（2023年改定）
- ▶ 経団連生物多様性宣言イニシアチブ（2025年2月現在：362社・団体）
- ▶ 経団連自然保護協議会・2030年ネイチャーポジティブに向けたアクションプラン（2023年6月）

- ▶ 2024年6月 経団連組織体制：教育・自然保護本部の新設

企業活動と生物多様性の関わり



経済活動と生物多様性をつなぐ法制度

▶ OECMへの期待と自然共生サイト

2023年までに陸域・海域の30%以上を保全する国際目標30 by 30

(現状：陸域20.5%，海域13.3%)

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の拡大へ

→2023年～2024年 自然共生サイト 計328件の大蔵省認定

▶ 地域生物多様性増進法の制定

「自然共生サイト」について

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「**自然共生サイト**」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を「**OECM**」として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECMとして国際データベースに登録

「自然共生サイト」の法制化について



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（2024年4月12日成立）

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
 - ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。



(2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

経済活動と生物多様性をつなぐ法制度 特色と課題

➡ 法的な認証制度による価値付けと制度的担保

自然共生サイト制度：任意認定，区域認定

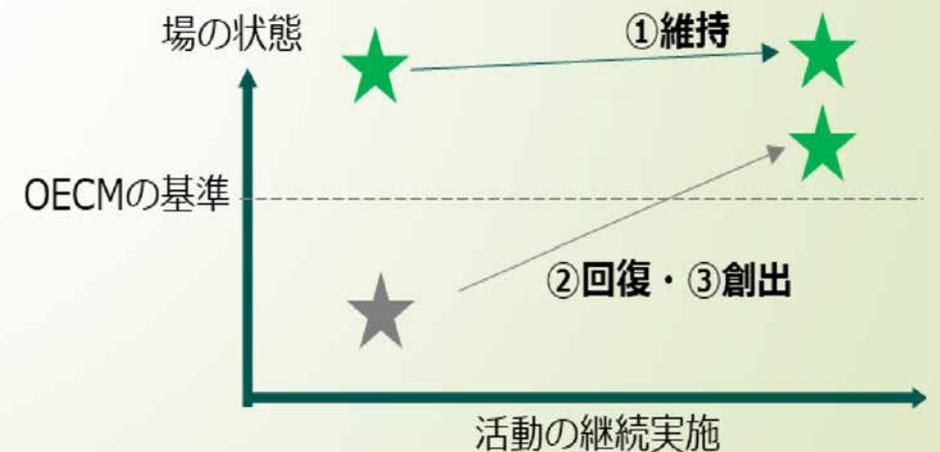
法認定：活動計画の認定 ただし「場所と紐付いた活動」

➡ 認定対象の多様化によるメリットと課題

法認定：

生物多様性の「維持」・「回復」・「創出」

➡ 認定へのインセンティブ



生物多様性維持協定（22条～26条）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

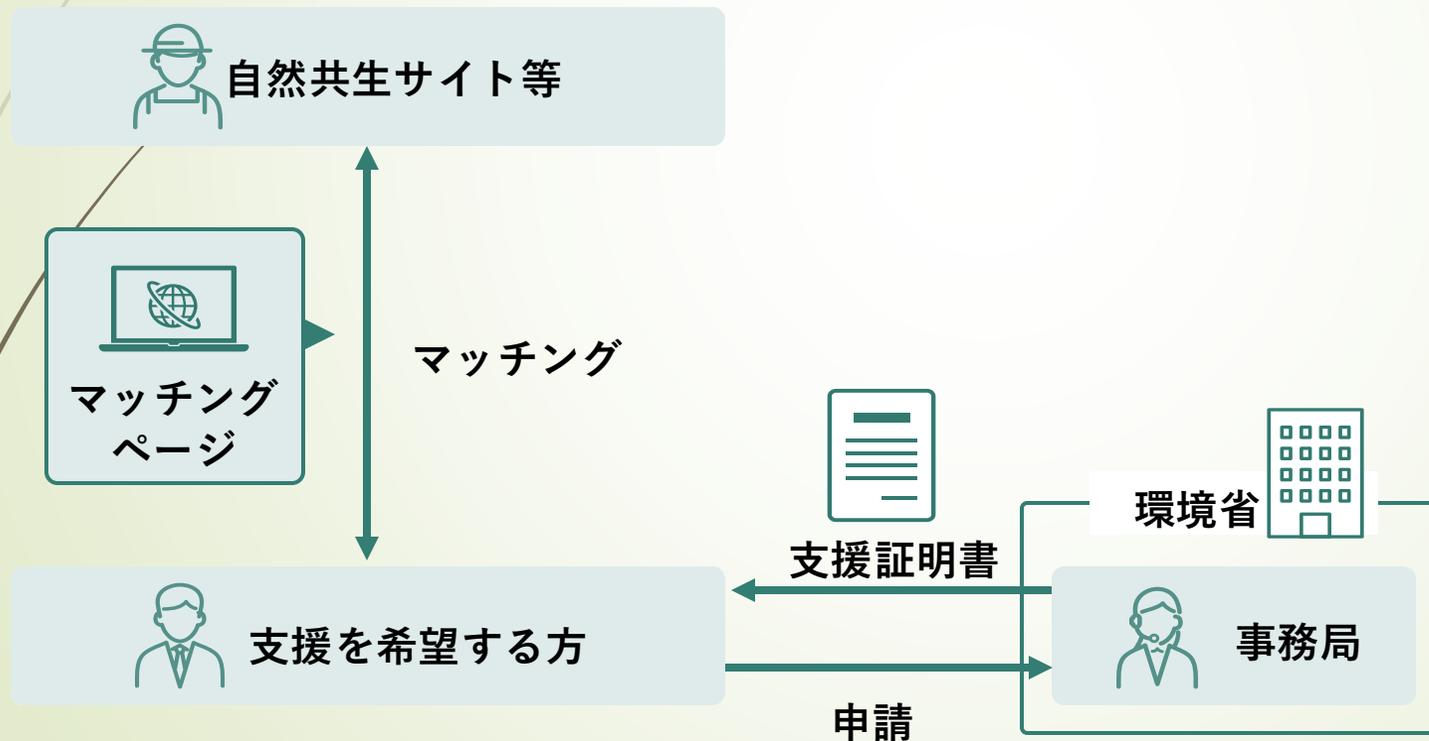
⇒ **土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。**



- ・承継効
- ・相続税の評価減

支援マッチング・支援証明書制度

- 環境省において、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）との**マッチング促進**を行うため、マッチングサイトを立ち上げた。
- また、「自然共生サイト」等への**支援を行う方に対するインセンティブ措置**として「自然共生サイトに係る支援証明書」制度を構築しており、2024年9月から**試行運用を実施中**。



環境省
Ministry of the Environment

証明書番号：2024-0001

自然共生サイトに係る支援証明書

0000株式会社 様

支援サイト情報

サイト名称： ○○湾
管理責任者情報： ○○県○○市
維持タイプ 回復タイプ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数： ○つ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

活動内容

アマモをはじめとした海藻類の繁茂状態を確認するため、水中ドローンを使って調査する。

インプット 自社の環境保全に係る予算50万円
アクティビティ 水中ドローンを10台購入
支援実施日(期間) 2024年7月

| インプット | アクティビティ | アウトプット | アウトカム | GRIターゲットとの関連性 |
|------------------|--------------|-------------------|------------------|---------------|
| 自社の環境保全に係る予算50万円 | 水中ドローンを10台購入 | アマモの定着度合い等が明らかになる | アマモの定着率の向上が確認できる | 環境ターゲット4への貢献 |
| | | | アマモの定着率の向上が確認できる | 環境ターゲット4への貢献 |

※記載のとおりアウトカムが実現することを保証するものではない

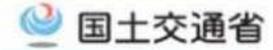
<環境省資料より作成>

「経済化」の課題

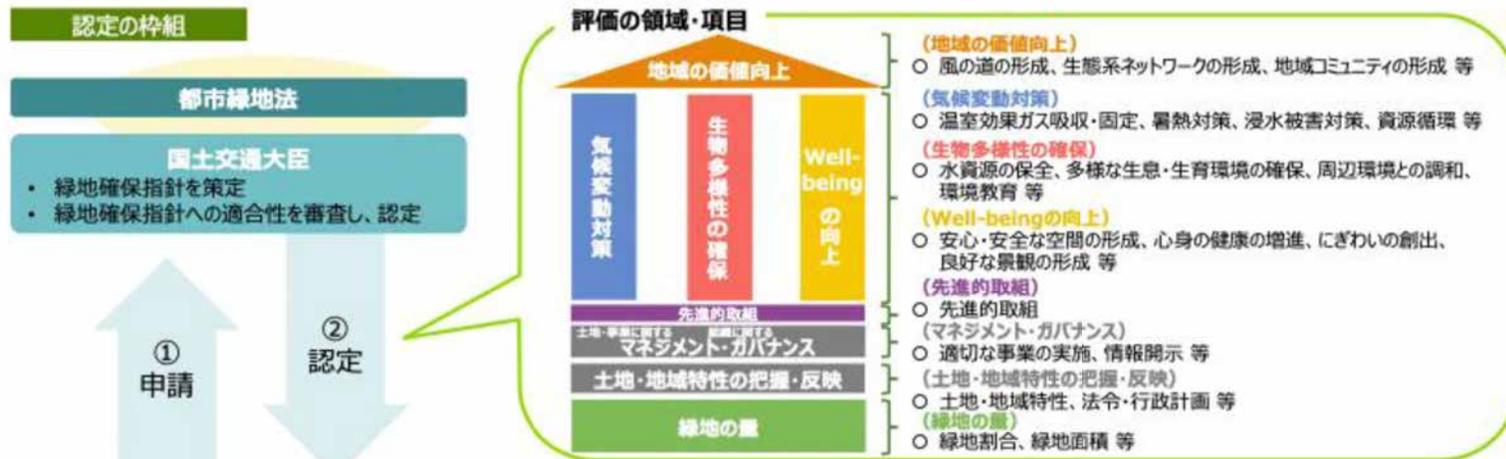
- グローバル市場標準の経済的インセンティブ
- 多様な企業に響く評価システム・制度
- 地域（ローカル）とつながるネットワークの形成 → 「地域化」

法制度間連携の視点

優良緑地確保計画認定制度 (TSUNAG) の概要



- 都市緑地法に基づき、民間事業者・地方公共団体による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。
- 認定に当たっては、国土交通大臣が策定する緑地確保指針※への適合性を審査。※民間事業者等が緑地を整備・管理する際に講ずべき措置を規定



緑地確保の取組を行う民間事業者・地方公共団体
優良緑地確保計画を作成し、認定を申請

<良質な緑地確保の取組のイメージ>

【対象事業】

- ① 新たに緑地を創出し、管理する事業
- ② 既存緑地の質の確保・向上に資する事業

【対象区域】

都市計画区域等内の緑地を含む敷地等



制度の愛称・ロゴマーク



緑の持つ様々な価値を見える化することで、緑と人々・緑と都市・緑と社会・緑と土の「つながり」を生み出し、未来につなげていく。このようなビジョンから本制度の愛称を「TSUNAG」と名付けました。緑（木）を中心に「都市（ビル）」、「生物多様性（鳥や蝶）」、「Well-being（人）」の要素をつなぐデザインでのロゴマークを作成。

生物多様性の「地域化」

▶ 人口減少社会を受け止める

地域の変化 → 資源制約，地域ごとの多様性

地域資源の再評価（自然資源，人的資源，地域インフラ，財源…）

▶ 自然生態系のロジックで考える

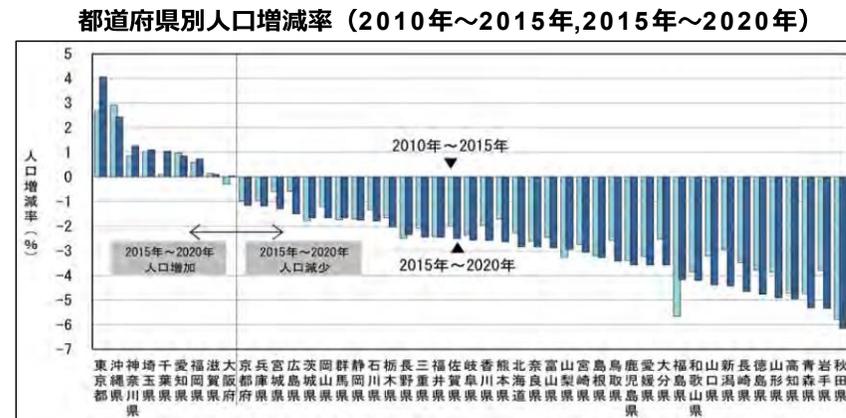
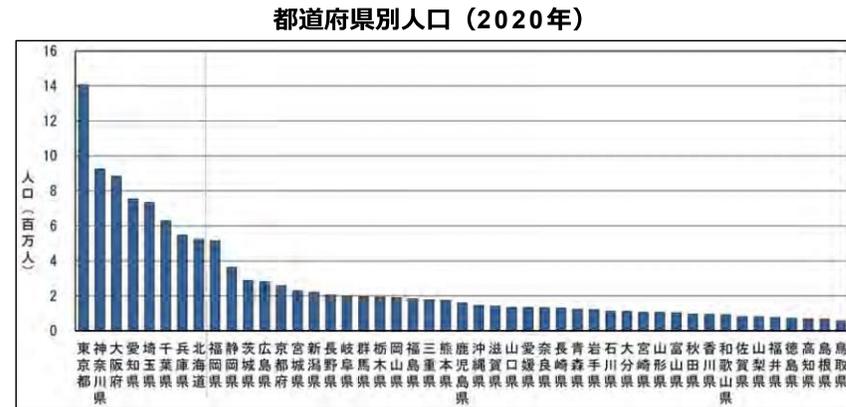
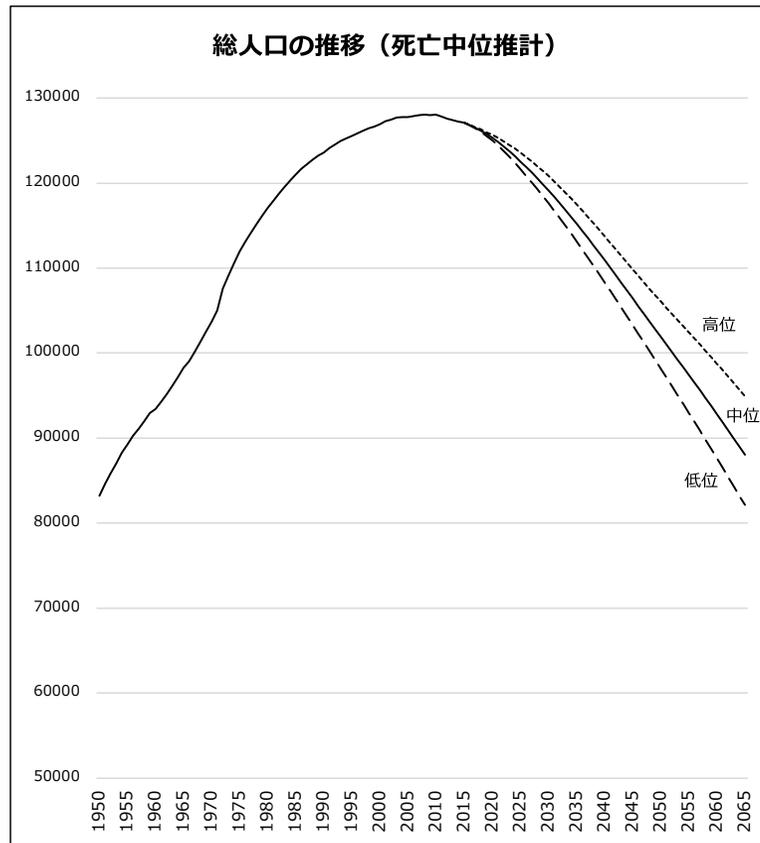
人為的区画からの脱却

政策・制度体制を自然生態系に合わせる → 「広域」・「連携」

シナジー（synergy）を狙う

総人口の推移

- 我が国の総人口は、**2008年をピークに減少**に転じており、**今後も人口減少が加速するものと推計**されている。
- 都道府県別に見ると、**東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）・沖縄県**など**9都府県以外**においては、**人口減少**が続いている。



生物多様性地域戦略

「都道府県及び市町村は，生物多様性国家戦略を基本として，単独又は共同により，当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」
（生物多様性基本法13条1項）

「都道府県及び市区町村が単独で策定するほかに，流域や生態系ネットワーク，生態系サービスを享受する範囲，地域循環共生圏，世界自然遺産，国立公園など生物多様性による相互のつながりが大きい複数の都道府県及び市区町村が共同で策定することも可能です。また，都道府県と市区町村が共同で地域戦略を策定することも可能です。共同策定は，個々の地方公共団体にとっての負荷軽減の他，単独の地方公共団体では解決できない課題へのアプローチが可能になるといった効果もあります。」
（環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）」）

環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（抄） （令和5年3月17日環境省大臣官房総合環境政策統括官通知）

一体策定又は共同策定が可能な環境法令に基づく計画等について

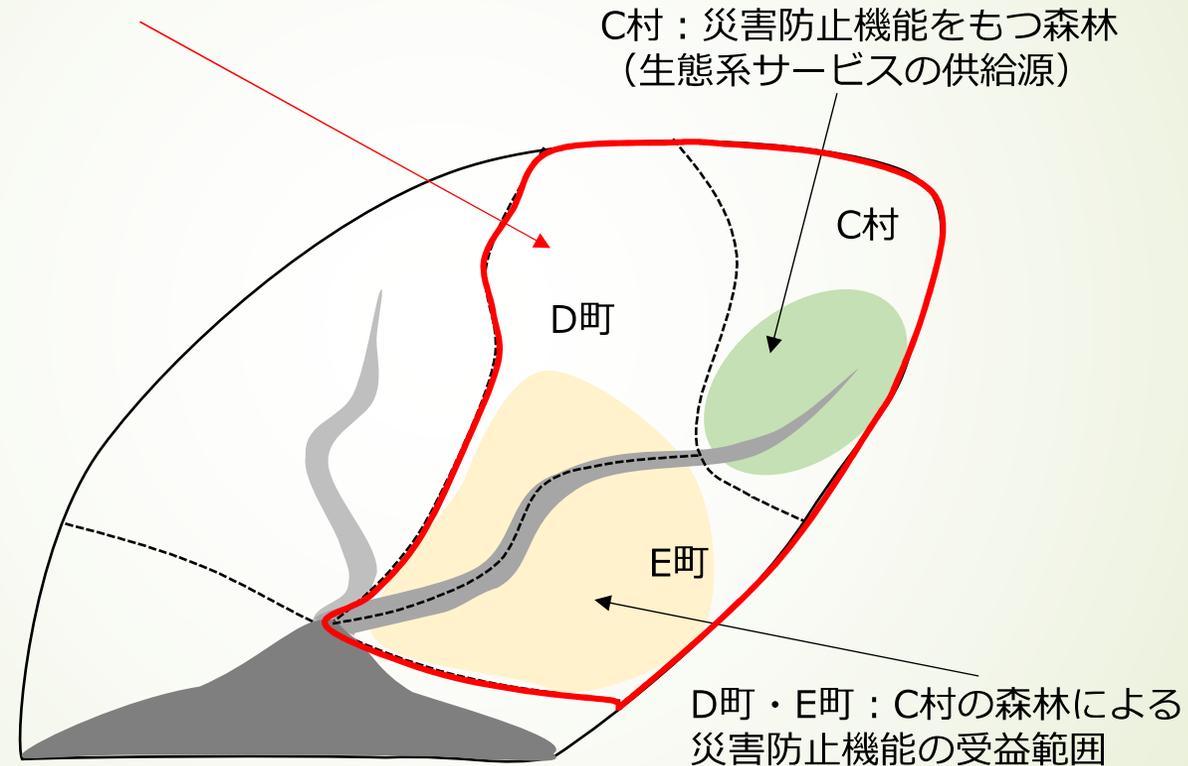
| | 計画等の名称 | 法律名等 | 条項 | 策定主体 | 性質 | 一体策定 | 共同策定 |
|--------------|---|-------------------------------------|---------|----------|----------|------|------|
| 総合政策・地球温暖化関係 | | | | | | | |
| | 公害防止計画 | 環境基本法 | 第17条 | 都道府県 | 任意 | 可 | 可 |
| | 地方公共団体実行計画（※1） | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 第21条第1項 | 都道府県・市町村 | 義務（一部努力） | 可 | 可 |
| | 地域気候変動適応計画（※1） | 気候変動適応法 | 第12条 | 都道府県・市町村 | 努力 | 可 | 可 |
| | 当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針 | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 | 第11条第1項 | 都道府県・市町村 | 努力 | 可 | 可 |
| | 環境物品等の調達の推進を図るための方針 | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | 第10条第1項 | 都道府県・市町村 | 努力 | 可 | 可 |
| | 行動計画（※1） | 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 | 第8条第1項 | 都道府県・市町村 | 努力 | 可 | 可 |

| | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------------|---------|----------|----------|---|---|
| 生物多様性地域戦略 | 生物多様性基本法 | 第13条第1項 | 都道府県・市町村 | 努力 | 可 | 可 |
| 鳥獣保護管理事業計画 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第4条第1項 | 都道府県 | 義務 | 可 | 可 |
| 動物愛護管理推進計画 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 第6条第1項 | 都道府県 | 義務 | 可 | 可 |
| 防除実施計画書 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 第18条第1項 | 地方公共団体 | 任意 ※3 | 可 | 可 |
| | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 | 第23条第2項 | | | | |
| （国定公園における）生態系維持回復事業計画 | 自然公園法 | 第38条第2項 | 都道府県 | 任意 | 可 | 可 |

※1：R4.3.31付で通知済み

生物多様性地域戦略の共同策定イメージ

C村、D町、E町による地域戦略の共同策定



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言



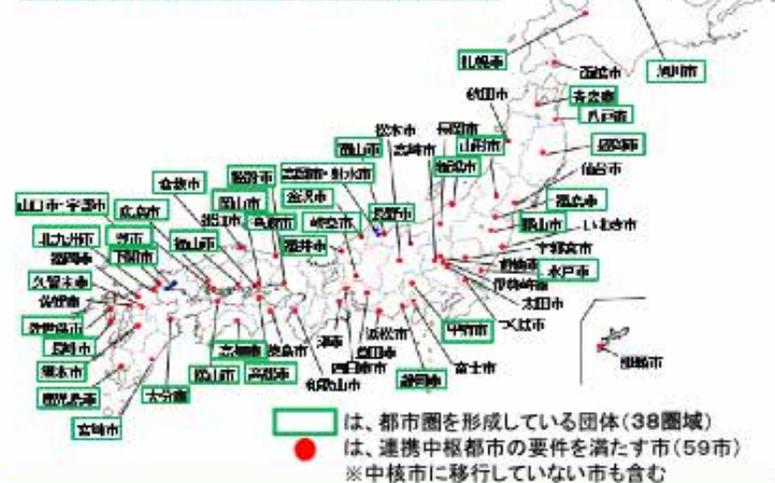
連携協約
の締結



都市圏ビジョン
の策定

令和7年4月1日現在、

40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:385)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

地域循環共生圏のシナジー

各地域がその特性を生かした強みを発揮

→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成

→地域の特性に応じて補完し、支え合う ⇒「農山漁村も都市も活かす」 圏域



「第5次環境基本計画」
(2018年4月)で提唱

<出典：環境省Website>

再度「ネイチャーポジティブ」とは

- ▶ ネイチャーポジティブ≠最終目的
- ▶ ネイチャーポジティブの実現によって…
自然資本が持続的に維持 + 生態系サービスの継受 など
- ▶ ランドスケープアプローチへの期待と難易度
暮らし・まちのあり方 → 地域のカタチと自然の恵みを後世へつなぐ
- ▶ 誰が何をするのか? → 現世代の責任として

ご清聴ありがとうございました。

Thank you for your attention.

Vielen Dank für Ihre Aufmerksamkeit.

